

「社会教育人材ネットワークを活用した地域づくり活性化事業」  
検討会議設置要項

令和8年（2026年）6月5日  
生涯学習推進局社会教育課長決定

1 趣旨

「社会教育人材ネットワークを活用した地域づくり活性化事業（委託要項）」2（1）に基づき、生涯学習推進局社会教育課に検討会議を設置する。

2 所掌事項

検討会議の所掌事項は次の実施方策の具体的な検討・実施後の検証や課題の整理等を行うこととする。

- （1）社会教育主事を中核とした社会教育人材ネットワークの構築・運用
- （2）ネットワークの活用による地域課題に応じた具体的な取組の実施

3 構成

- （1）委員は、次の者をもって構成する。
  - ア 生涯学習推進局社会教育課長
  - イ 北海道社会教育主事会協議会の会員
  - ウ 道内大学の関係者
  - エ 社会教育士の称号取得者
  - オ その他、生涯学習推進局社会教育課長が必要と認めた者
- （2）検討会議の委員長は生涯学習推進局社会教育課長とする。

4 設置期間

令和8年6月5日から令和9年1月29日まで

5 庶務

検討会議の庶務は、生涯学習推進局社会教育課人材育成・開発グループにおいて処理する。

6 その他

この事項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。